

評価細目の第三者評価結果

(保育所)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント	
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人の理念・基本方針を掲げ、重要事項説明書や「保育園案内」「入園のしおり」にも掲載し、分かり易く説明の上、周知が図られている。	1

Ⅰ-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント	
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	行政のデータや指導、或いは外部研修により情報の提供を受けているが、その中から課題を把握・抽出し、分析の結果から今後の経営の方向を検討して行くといった作業は行われていない。	2
Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況の現状分析等、具体的な課題や問題点の検討等は不十分と感じる。又、職員に対しても、課題の一部は伝えているが、検討不足もある為、課題の全体的な内容は伝えられていない。	3

Ⅰ-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント	
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	理念や基本方針の実現に向けた目標を掲げ、その経営課題や問題点の解決・改善に向けた中・長期計画は策定されていない。	4
Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	本年度より立ち上げた施設と云う事で、対応が十分出来ないという事情は理解できるが、中・長期計画、それを踏まえた事業計画が策定されていないと云う事は、施設として将来に向けて目指す目標が不明確と云う状況になっていると思われる。	
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	来年度に向けては準備を進めているが、本年度としては事業計画の策定はされていない。	6
Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	事業計画が策定されていない為、利用者への周知はされていない。	7

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント	
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
Ⅰ-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	職員の自己評価は実施されているが、現状は課題の把握に留まっており、以後の福祉サービスの向上に向けたPDCAの改善サイクルによる展開が期待される。	8
Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	PDCAの改善サイクルが展開されていない為、改善計画の策定・実施・評価・見直しが望まれる。	9

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等に付いて、文書化すると共に「園だより」に所信を表明し、保護者に対しても周知を図っているが、有事の際の権限移譲等に関して取り決めはされていない。	10
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	参加した研修等で触れられていた法令に関してや、虐待防止法等に付いては把握すると共に、職員にも報告等の中で周知を図っているが、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築に付いては、不十分と感じられる。	11
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	福祉サービスの質の向上に関わる課題を分析し、改善の為の具体的な取組を明らかにして組織的・継続的に改善を進めると云う体制が確認出来ない。	12
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営の改善や業務の実行性を高める為には、職員の協力や働きやすい環境の整備は不可欠な要素と思われるが、職員の休憩場所がない、或いは職員ロッカー一前の狭小なスペースしか食事を取る場所がない等、職員の満足度も高めて行かないと改善を進める体制作りは難しいと感じる。	13

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針等は策定されていないが、配置計画に基づき、欠員が出た場合は自動的に募集が行われ、常に計画人員は確保される取組が行われている。	14
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	発足当初に表明された、法人としての期待する職員像は明確に示されているが、人事管理に関する仕組みや定期的に職務に関する成果や貢献度等を客観的に評価する取組は行われていない。責任者の裁量での職員の評価は行われている。	15
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	人事考課の唯一の要素として勤怠の管理が行われている。職員の相談を受ける体制としては、「困ったことがあれば管理者に相談する」範囲の事は行われているが、窓口を明確にし職員が相談し易い環境作りは不十分と感じる。	16
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	発足当初に法人としての期待する職員像は明示されている。クラス毎に作成する年度の保育計画を基に、月次毎、月案で進捗管理が行われ、併せて評価・見直しが行われている。一人ひとりの目標管理とはなっていないが、チームとして協働で達成に向け進められている。年度末には、その達成度の確認面接も行われる。	17
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	発足当初に法人としての期待する職員像は明示されている。職員個々の教育研修計画が策定されていない為、計画やカリキュラム等の評価・見直しは行われていない。	18
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	職員の資格取得状況に付いては、管理ファイルにて把握している。階層別研修・職種別研修・テーマ別研修等は仕組として設定されていない。又、OJTによる新任職員の個別研修も行われていない。研修案内は案内があった都度職員に公表し、参加希望が有れば対応している。	19
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	実習生の受入には対応していない。	20

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	理念や基本方針・提供する福祉サービスの内容・事業計画・事業報告・予算・決算情報等は、ホームページを含め外部への発信はされていない。苦情・相談の体制を策定しており、市の保育課への連絡も可としている。	21
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	事務・経理・取引等に関する担当者に付いては、職務分掌に権限・責任が明確にされており、外部監査に付いて公認会計士のチェック・指導を受け、改善に結び付けているが、定期的な内部監査は行われていない。	22

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域の公民館の催しに参加する等は、利用者・職員の都合があった場合に参加した事がある。地域との関わり方に付いて、基本的な考え方を文書化する等は行われていない。又、活用できる社会資源や地域の情報を、掲示板で利用者に提供する事もされていない。	23
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティアの受入れはされていない。	24
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	当該地域の関係機関・団体に付いて、リスト化し職員間での情報共有が図られており、同業関連の集会等には参加し情報収集を図っているが、共通の課題等に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行うと云う事は無い。	25
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	地域の防災訓練に参加しており、防災責任者になっている。又、子ども達の参加で少しでも地域の活性化になればと公民館の文化祭に参加している。施設のスペースを開放した催しや講習会等は行っていない。	26
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	以前の小規模保育から市の要望で認可保育園を開園する等、行政との関係を密にし地域の福祉ニーズの把握に努めているが、把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示する迄に至っていない。	27

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	「保育課程」を基に標準的な実施方法を決め、人権への配慮も明示して利用者を尊重した福祉サービスの提供に努めている。職員は利用者を尊重したサービスに付いては理解し実践しているが、倫理綱領や規程は整えられていない。	28
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っているが、利用者のプライバシー保護に付いて、規程・マニュアル等は整備されていない。	29
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	「入園のしおり」「保育園案内」が策定されており、理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や施設の特性等を紹介した案内となっているが、公共施設等の多くの方が入手できる場所に置いてはいない。これらの案内は、変更事由が発生した都度、内容の更新を行っている。	30
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	重要事項説明書を基に説明し、理解を求めると共に、市との契約書により自己決定の確認を行っている。意思決定が困難な利用者への説明時の配慮等に付いては、ルール化されていない。	31
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	アセスメントから直近の成長記録までを記した「児童票」が引き継ぎ文書として定められており、施設の変更や家庭への移行等が発生した場合には継続性に配慮した対応として配慮されている。尚、終了後の相談担当や窓口は設置していない。	32

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保育参観に合わせた懇談会は開催され、イベントの開催時に何度かご意見を聞くアンケートは行われたが、満足度を定期的・定量的に把握する目的での調査は行われていない。又、集まったイベント情報を分析・検討する事も行われていない。	33
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情・相談の体制を整備しており、市の保育課への連絡も可としている。重要事項説明書に仕組みの詳細が説明されているが、まだ実際に苦情・相談の申し出がない為、公表等に関しては取り決めがされていない。	34
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	苦情・相談の体制については、複数の窓口の一つとして市の保育課への連絡も可としており、重要事項説明書に仕組みの詳細が説明され所内掲示もされている。但し、相談スペースは準備されておらず、職員ロッカーの狭小な場所に対応している。	35
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情・相談の対応策の検討については手順が決められており、意見箱の設置がされているが、積極的にアンケートを行う等の対応は行われていない。	36
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	災害・事故等の対応に付き、マニュアルやフローが設定されており、事故発生時の対応と安全確保について責任、手順を明確にし、職員に周知している。又、ヒヤリハット情報の収集手順も決められており、要因分析・改善策・再発防止策検討・実施等の取組が行われているが、安全確保策の実施状況や実効性についての評価・見直しは不十分と感じられる。	37
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	各種感染症に関し、予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底している。又、担当者等を中心に定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。対応マニュアルは追加を含め逐次、見直しが行われている。	38
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	災害時の対応マニュアル・フローが準備されており、安否確認の方法等も確認する事が出来る。建物は耐震構造である為、有事の際は落ち着いてからの退避が重要となるが、エレベーターが耐震であり使用が継続出来る事から、避難方法の確認がされている。備蓄も整備されている。	39

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	年度毎に改訂がされている「保育課程」に基づいた標準的な実施方法が決められており、月次毎のまとめ・修正を繰り返す事で、目指した目標の達成度・進捗を確認する仕組みが構築されている。「保育課程」は担当保育士別のチーム制により運営が進められている。	40
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「保育課程」については、日誌作成⇒月案（月の目標設定）⇒個別の児童票への記入へと繋がる仕組みが構築され、最終的に子どもの成長が記録として残されて行く。	41
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入園に当たり、詳細に決められた様式に基づいた調査から始まり、アレルギーや既往症を含め、身体的な留意事項、保護者の希望等々が「児童票」としてまとめられ、個別保育計画に至る連続的な記録として管理されており、実施計画として適切に策定されている。	42
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	個別保育計画は月案のまとめをする際に、それまでの進捗に関しても評価・見直しが行われ、随時、改訂がされている。その際、利用者の意向とのすり合わせはその都度行っていない。	43
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	個別の記録については、統一した様式である日報・月案等に記録され、まとめとして月次毎に発達記録として児童票にファイルされる迄の実施方法が定められ、展開されている。記載方法については、都度、上長の確認印を貰う方式となっている為、記入方法等に齟齬があればその段階で指導・訂正を行っている。情報共有・分別は回覧として選別されている。	44
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	個人情報保護規程は規定されておらず、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関しては、取り決めされていない。職員は個人情報の不適正な利用や漏えいに関しては、一部、運営規程の記載で周知されている。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開			
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	「保育課程」は保育の方針や目標に基づき、職員全員が参画して編成している。保育課程は子どもとその背景や家庭の状況・保育時間等を考慮して編成されている。又、保育課程の編成は月次毎に評価し、評価に基づき改善されている。	46
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。心身の状態がきめ細かく把握され、日常の状態の観察を行うなど、保健的な配慮をしている。保育士は衛生面に配慮をしながら、子ども一人ひとりの状態に応じて丁寧なかかわりを行っている。	47
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。様々な年齢の子どもとの触れ合いや、外出の際には保育士以外の大人との関わりを持つ様になっている。	48
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。子ども一人ひとりの育ちに応じて、基本的生活習慣の定着が図られている。	49
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。保育計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	50
A-1-(2) 環境を通して行う保育			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような採光や換気、保温、清潔等の環境保健に配慮している。設備の管理や清掃、寝具の消毒や乾燥などが十分に行われ、保育所の屋内・外ともに清潔に保たれている。	51
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣の確立ができる様、人権に配慮した環境が整えられている。戸外で遊ぶ時間や空間が確保されている。	52
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができる様な自由に遊べる時間や空間が確保されている。順番を守る、挨拶が出来る、物を大切に扱う等、社会的ルールを身につけていくように配慮している。	53
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	b	散歩等で拾ってきた葉や木の実等、季節感のある素材を子どもたちが積極的に利用し、遊びや環境の中に取り入れているが、園庭がないと云う保育所の環境から動物との触れ合いは出来ていない。	54
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるよう様々な話し言葉に触れる機会が設けられている。子どもが遊びの中で自分自身の興味・関心に応じて、様々な楽器(手作り)を楽しめる様になっている。	55
A-1-(3) 職員の資質向上			
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて自らの保育実践を振り返ることにより、自己評価に取り組んでいる。又、伴い改善や専門性の向上に努めている。	56

A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント	
A-2-(1) 生活と発達の連続性			
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。又、子どもには分かりやすい穏やかな言葉づかいで、穏やかに話している。	57
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障害を持つ児童に対しては、子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できる様にしている。又、心理士の指導の下、子どもの特性に配慮した個別の計画が立てられ、保育所全体で定期的に話し合う機会も設けている。	58
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	a	長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供され、献立表にその内容が明記されている。園庭がない為、室内遊びが主となるが、室内用の遊具等を取り揃え対応している。	59

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場			
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。体調のすぐれない子どもについては、保護者と確認し食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。健康管理に関するマニュアルや保健計画は作成している。	60
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しんでい。子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。野菜作りに挑戦したが、収穫には至らなかった。	61
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	乳幼児にふさわしい食生活が展開される様、食事について見直しや改善をしている。食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食等も随時取り入れている。子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮した、調理の工夫がされている。	62
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康診断(年2回)・歯科健診(年1回)の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保険計画に盛り込み、保育に反映させている。	63
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制			
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。食事の献立や除去期間などに関する主治医等からの指示がある。疾患のある子どもの食事の配膳盆の色を変える等の配慮をしている。	64
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応出来る様な体制が整備されている。衛生管理マニュアルを作成し職員に周知すると共に、研修も行っている。	65

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント	
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	家庭での食事調査を行い、家庭での食事の状況を把握している。食育の計画を作成し評価するとともに、家庭との連携に付いても計画的に進められている。保護者の試食したいとの要望が強いが対応出来ていない。	66
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	様々な機会を活用して、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるよう様々な支援をしている。日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係が作られている。個別の相談や送迎の際の対話等を記録として残す事は難しい。	67
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b	参観日等での保護者の保育参加等、保護者と共通理解を得る為の機会を設けているが、懇談会が設定されていない為、保護者に保育の意図や保育についての理解を促す事が十分出来ていない。	68
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待に対応出来る保育所内の体制を整え、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。児童虐待を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	69